

暴力団排除は みんなの手で！

薩摩川内市暴力団排除条例を制定しました。
平成24年9月13日施行！！



暴力団を恐れない
暴力団に資金を出さない
暴力団を利用しない



薩摩川内市



薩摩川内警察署

薩摩川内市暴力団排除条例

基本理念

- 1 暴力団の排除は、市や市民及び関係機関等が、暴力団が社会に悪影響を与える反社会的団体であることを認識した上で、市や市民及び警察その他の関係機関等が相互に連携、協力して行うこと。
- 2 暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと。

薩摩川内市暴力団排除条例の主な内容

市の役割

市は、基本理念にのっとり、県、警察等の関係機関と連携し、暴力団の排除に関する施策を推進します。



例：市が行う入札や物品購入からの排除

市民等の役割

市民や事業所は、暴力団の排除に有効な情報を得たときは、市及び警察にその情報を提供するように努めます。



※市民等とは市民、事業者をいいます。

市民等に対する支援

市は、市民等が安心して暴力団排除活動に取り組めるよう情報提供等の必要な支援をします。



青少年に対する教育等の措置

市は、青少年が暴力団へ加入することを防止し、暴力団の影響を排除のため、学校等において必要な教育が行われるよう努めます。



威力利用の禁止

市民等は、債権回収、紛争解決等のために暴力団を利用または暴力団の威力を利用してはいけません。



利益供与の禁止

市民等は、暴力団の威力を利用、または活動に協力する目的で、暴力団員等に金品その他の財産上の利益の供与してはいけません。



暴力団に関する相談窓口
薩摩川内警察署 生活安全刑事課
TEL0996-20-0110

暴力団排除条例に関する問い合わせ先
薩摩川内市役所 防災安全課 危機管理G
TEL0996-23-5111(内線4932)